

デカブリスト時代の第2軍軍人の分宿と地域住民*

松村 岳志

要約

本稿では、軍法会議資料と命令書とに基づいてデカブリスト時代の第2軍の下士官兵と地元住民との関係を分析する。当時ロシア軍人は国境付近の人家に分宿していたが、これは住民に大きな損害を与えた。それゆえ、第2軍総司令官と一部の連隊司令官は、軍と住民との関係を改善しようとした。地元住民は、分宿が避けられない場合には、より規律のある連隊の分宿を求めた。しかし、第2軍の命令書の中では、兵士と住民の間の頻繁な紛争がよく描かれている。兵士はしばしば理由もなく住民を殴打した。時には兵士の中に職業的犯罪者が紛れ込み、強盗を目的として銃剣で地元住民を襲った。銃の暴発事故もあった。兵士は、いつもは実包を持っていなかったが、銃剣は日常的に手元に置いており、怒ればこれで人々を突き刺した。通常、軍の司令官と一般の人々の両方が兵士と地元住民との間の紛争の発生を防ごうとしたが、そのような努力は必ずしも実を結ぶとは限らなかった。

1820年にロシア国軍第2軍参謀長ペ・デ・キセリョフ少将（当時）は次のように書いた。「連隊では上等兵から指揮官に至るまで全員が兵員を殴打する…脱走や死亡による兵員の損失、勤務忌避、また、その可能性はしばしば勝手な処罰から生じている」⁽¹⁾。多くの歴史家もまた当時のロシア軍の下士官兵の日常生活が非常に過酷なものであったと述べている⁽²⁾。しかし、彼等の生活には様々な側面があった。歴史家の一部は兵士の生活の肯定的な側面すら挙げている。例えば、アメリカの歴史家ヴィルツシャフターの論文ではしばしば士官と兵士とが共生していたこと

* 筆者は高等経済研究院のエム・ア・ダヴィドフ教授、ヴェ・エス・パルサモフ教授、エム・バタリナ教授、ア・ア・イセロフ教授、および「ボロジノ古戦場」公園博物館学術部長デ・ゲ・ツェロルンゴの各氏に心より御礼申し上げる。モスクワにおけるこの人たちの助けなしでは、筆者はこの論文を書くことができなかった。また筆者は2014年にモスクワでの研究のチャンスを与えてくれた大東文化大学に感謝している。なおまた、本稿は大東文化大学経済研究所より研究資金の提供を受けた2020年度の研究プロジェクト「近代中東欧の経済・社会・文化的諸相」の一部である。

(1) *Российский государственный исторический архив*, Ф. 958, Оп. 1. Д. 618, записка /гр. П. Д. Киселева/ О телесных наказаниях в армии: черновик, Л. 1-1 об.

(2) Заблоцкий-Десятовский А. П. *Граф П. Д. Киселев и его время*. Т. 1-4. Санкт-Петербург, 1882. Т. 1. С. 82-87, 158-160, 163-167, 175; Иовва И. Ф. *Декабристы в Молдавии*, Кишинев. 1975, С. 81-86; Федоров В. А. *Солдатское движение в годы декабристов: 1816-1825*. Москва, 1963. С. 19, 39-41, 165-168, 178-180.

が示されている⁽³⁾。

兵士の生活のなかであまり研究されていない側面の一つは、分宿する兵士と地域住民との関係である。本論文では1819年から1825年までの第2軍の軍法会議と命令書とに基づいて下士官兵と地域住民との相互関係を分析する⁽⁴⁾。

周知のようにピョートル1世の治世より兵士は住民の家にはばらばらになって寄宿していた⁽⁵⁾。これが分宿である。同様の制度は18世紀プロイセンでも見られた。デカブリスト時代には、第2軍司令部のいくつかの部署さえ、居酒屋や役人の家におしこめられ、ようやくあとになって司令部全体がトゥリチンのポトツキー伯爵の建物に収容された⁽⁶⁾。

通常、部隊は国境地域に宿営した⁽⁷⁾。地図1に見られる通り、デカブリスト時代の第2軍は基本的にキエフ、ポドリヤ、タヴリーダ、ヘルソンの諸県とベッサラビアに展開していた⁽⁸⁾。

(3) Wirschafter, Elise Kimerling *The Lower Ranks in the Peacetime Regimental Economy of the Russian Army, 1796-1855*, // *Slavonic and East European Review*, 64, no. 1 (Jan. 1986). Pp. 54, 57, 59.

(4) なお、当時の第2軍での下士官兵の生活、およびそこで生じた諸事件については以下の拙稿がある。松村岳志「大改革前のロシアの兵士」『「越境」世界の諸相』早稲田大学出版部、2013年3月、133-165頁；松村岳志「大改革以前のロシア帝国国軍の精神」『ロシア史研究』第92号、2013年5月、76-89頁；松村岳志「1810～1820年代のロシア国軍における体罰」内田日出海、谷澤毅、松村岳志編『地域と越境』春風社、2014年、162-195頁；松村岳志「1822年の第16歩兵師団における軍事クーデター予備事件（ラエフスキー事件）」『ロシア史研究』第96号、2015年6月、3-25頁；松村岳志「デカブリスト叛乱直前の下士官兵をとりまく社会関係：ロシア国軍第2軍の場合」『社会経済史学』第83巻第3号、2017年11月、355-380頁；松村岳志「1820年代前半のロシア国軍第二軍に関する一次資料」『渡部茂先生古希記念論集』学文社、2018年3月、216-230頁；松村岳志「ロシア兵の罪と罰：デカブリスト時代の第2軍の場合」『経済研究』（大東文化大学経済研究所）第34号、2021年3月、1-23頁；Мацумура Т. Экономические связи между офицерами и нижними чинами во 2-й армии в эпоху декабристов, // Ильин П. В. (Сост.), *Историческая память России и декабристы 1825-2015*, СПб., 2019, С. 268-277.

(5) Клугин Л. Русская солдатская артель, // *Военный сборник*. 1861, № 7, С. 84; Тиванов В. В. *Финансы русской армии (XVIII век - начало XX века)*. Москва, 1993. С. 10, 23; Bushnell John, *The Russian Soldiers' Artel', 1700-1900: A History and Interpretation*, // Roger Barlette (ed.) *Land Commune and Peasant Community in Russia: Communal Forms in Imperial and Early Soviet Society*, Macmillan, 1990, P. 382; Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825: Military Power, the State, and the People*. London, 2008. P. 4, 17, 108-109, 184; Menning Bruce W. *The Imperial Russian Army*. Bloomington, 1999. P. 71.

(6) Заблочкин-Десятовский А. П., *Граф П. Д. Киселев и его время*. т. 1, С. 205-206.ベ・デ・キセリョフ少将はポトツキー伯爵家の婿であった。なおここでは司令部は単にポトツキー伯爵家の建物（здание）に入れられた、とあるだけで、その建物が宮殿のようなものなのか、それとも納屋ないし家畜小屋のようなものなのかは判然としない。

(7) Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. P. 111.

(8) 第2軍の歩兵・猟兵・竜騎兵の諸連隊および砲兵旅団の所在地についての情報は以下の第2軍命令書より得た。*Приказы по 2-й Армии*: 1819 Февраля 16 № 26; 1819 Июля 29 № 74; 1819 Июля 30 № 76; 1819 Августа 16 № 88; 1820 Февраля 9 № 16; 1820 Мая 15 № 61; 1820 Мая 18 № 63; 1820 Августа 11 № 88; 1821 Марта 3 № 24; 1822 Мая 30 № 71; 1823 Марта 24 № 48; 1824 Апреля 24 № 78; 1825 Апреля 15 № 66.

これらの領域のうち、新ロシアのタヴリーダ県とヘルソン県⁽⁹⁾、およびベッサラビア州⁽¹⁰⁾は人口が少なかった。

そのうえ、第2軍司令部は「部隊と住民の両方の相互的な圧迫を避け、利益を得るため」分宿向けに、広大な面積を要求した⁽¹¹⁾。例えば、第43獵兵連隊第2中隊の兵士たちは1815年8月から1816年7月までの間にベッサラビアのいくつかの村の住民の家に、だいたい一人ずつ分宿していた。このとき、こうした村々の農家の10%ないし5%だけが二人以上の兵士=下宿人をおいていた。しかもこの中隊は数か月ごとに分宿の場所を変えていた⁽¹²⁾。このような短期の分宿は住民の負担を軽減しようとする軍司令部の努力の結果だった。

このように、分宿にあたって、第2軍諸部隊はその兵員を広大な面積に分散させなくてはならなかった⁽¹³⁾。ひとつの連隊の中隊の間の距離はしばしば200ヴェルスタにも達した⁽¹⁴⁾。指揮官たちが分散した兵員を監督するのは非常に困難であった⁽¹⁵⁾。ベッサラビアに展開していた第16師団長エム・エフ・オルロフ少将は自分の師団の視察にあたって、次のように書いている「私自身についていえば、私はもう600ヴェルスタも馬にのって進んだが、さらに800ヴェルスタ進むべく、馬にのらなくてはならない」⁽¹⁶⁾。

ベッサラビアでは、もう一つ問題があった。というのは、ここの住民はトウモロコシの粥を主食としており、そのため、軍は兵士にライムギの酸っぱいパンを給付できず、それゆえ彼等が不満を漏らしていたからである⁽¹⁷⁾。

こうした分宿は住民の日常生活に大きな損害をもたらした⁽¹⁸⁾。分宿先の家主が宿営する兵士に麦もひきわりも与える必要はなかった。なぜならば、一般に18世紀から19世紀にかけて、下士官兵は師団の糧食補給部から麦とひきわりの糧食を分配されていたからである⁽¹⁹⁾。

(9) Заблочкий-Десятовский А. П., *Граф П. Д. Киселев и его время*. т. 1. С. 50. 新ロシア諸県は、長く遊牧国家クリミア汗国の領土だった地域で、エカチェリーナ2世朝にロシア領となったものである。したがって、当然のことながら人口は希薄であった。

(10) Киянская О. И. *Южное общество декабристов: Люди и события*. Москва, 2005, С. 27; Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. P. 111.

(11) *Приказ по 2-й Армии*. Мая 4. 1819 г. № 47.

(12) *Российский государственный военно-исторический архив (Далее РГВИА)*, Ф. 16232, Оп.1, Дело 15, 1817 года. 43-го Егерского полка о Поручике Ревизове, судимого по жалобе на него нижних чинов. Л. 58-59 об.

(13) Заблочкий-Десятовский А. П., *Граф П. Д. Киселев и его время*. т. 1, С. 82; Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. P. 111.

(14) Давыдов М. А. *Оппозиция его величества*. Москва, 1994. С. 68. なお、1ヴェルスタは概ね1.067キロメートルとされている。

(15) Заблочкий-Десятовский А. П., *Граф П. Д. Киселев и его время*. т. 1, С. 82.

(16) Орлов М. Ф. Письмо к П. А. Вяземскому от 15 октября 1820 г., // Орлов М. Ф., *Капитуляция Парижа. Политические сочинения. Письма*. Москва, 1963. С. 230.

(17) Заблочкий-Десятовский А. П., *Граф П. Д. Киселев и его время*, т. 1, С. 231; Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. P. 111.

(18) Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. P. 124.

(19) Тиванов В. В. *Финансы русской армии*. С. 63; Bushnell John, *The Russian Soldiers' Artel*. P. 382. Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. PP. 101, 110; Kimerling Wirtschafter, *The Lower Ranks*, P. 42.

だが、家主一人一人は下宿人＝兵士に薪、ろうそく、ベッドなどを提供しなくてはならなかった。家主は一応はこうした支出の補償を要求することができたはずである。しかし、彼等の要求はいつもかなえられたわけではなかった⁽²⁰⁾。

しかも、しばしば地域住民は自分の負担で兵士たちに麦を贈った⁽²¹⁾。このような場合、余剰となる軍支給の糧食は売却され、その利益は兵士のアルテリに算入された⁽²²⁾。したがって、これは金銭の提供と同じことであった。なおかつ、あぎれたことに、これは「自発的に」そうするよう強制されたものようである。というのは、しばしば分宿する部隊の指揮官たちは自分の部隊に糧食を無料で提供するよう地域住民を説得した、と帝政時代から言われているからである⁽²³⁾。

このような糧食無償提供の事例は、1819年から1825年までの第2軍の命令の中に少なくとも2回見られる。

第一に第38猟兵連隊長のフォン＝ヴィーゲン大佐はモスクワからアナニエフまでの連隊とともに移動したときに、兵士の移動中の糧食から兵士のアルテリのために13,275ルーブリを節約した（1820年4月以前）。もちろんフォン＝ヴィーゲンは明らかに途中の住民に、彼の軍隊に糧食を無料で提供するよう強制したに違いない。第2軍総司令官、ヴィトゲンシュタイン大將は「彼の行動は十全なる賞賛に値する」と書いた⁽²⁴⁾。なお、フォン＝ヴィーゲンはデカブリストの一人であって、特に、自分の連隊で下士官兵に対する体罰を制限するなどの人道的行為でよく知られている人物である。したがって、兵員以外の、ロシアの一般住民は、この気高いデカブリストの博愛精神の対象にはあまりなっていなかったように思われる。

第二に、1820年8月、メステーチコ（町）であるバリショイ・レパチヒの住民が、そこに駐屯していた第20砲兵旅団予備第4砲兵中隊に、糧食132チェトヴェルチ以上を提供したという事例がある。これについて命令書には、バリショイ・レパチヒの住民がそうしたのは、「平和的で友情に満ちた宿営への感謝のしるしとして」であったと書かれている⁽²⁵⁾。なお、この中隊の宿営がこのような贈り物なしでも、これほどに平和的で友情に満ちたものになったのかどうかはわからない。それゆえ、地元住民は、こうした椀飯振舞で兵士たちの歓心を買って、かくして自分たちの村での兵士たちの滞在を村人たちにとって少しでも我慢できるものにする目論見であったと考えられる。いずれにせよ、少なくとも一人の有力なデカブリストが自ら進んでこのような行為に手を染めたのであり、また軍司令部はこうして無償の糧食提供を得た指揮官を称賛したの

(20) Тиванов В. В. *Финансы русской армии*. С. 24; Hartley Janet M. *Russia: 1762-1825*. P. 110.

(21) Kimerling Wirschafter, *The Lower Ranks*, P. 50.

(22) Тиванов, *Финансы русской армии*, С. 24; Bushnell, *The Russian Soldiers' Artel*, P. 378. アルテリとはロシア兵が共同で運営する金庫である。兵士が訓練期間外に雇用労働で得た報酬の一部、また糧食余剰分の市場化で得られた現金は中隊ないし連隊規模でアルテリに積立てられ、祭礼、会食、廃兵への給付などにあてられた。

(23) Клугин, *Русская солдатская артель*, С. 90, 91.

(24) *Приказ по 2-й армии*. Апреля 12 1820 г. № 44.

(25) *Приказ по 2-й армии*. Августа 12 1820 г. № 89. 2-е.

である。

そのほか、ヴィトゲンシュタインは、分宿する兵士が、分宿先で、秩序と静穏を守り、住民に親切で友情深く接した部隊の指揮官および士官団をやはり賞賛している。こうした事例においては、ヴィトゲンシュタインは分宿地域の住民ないし当局者の声を全軍に伝達している。

1819年6月、ヴィトゲンシュタインはポドリヤ県文民知事職代行の報告を全軍に伝達したが、これは「ガリツィヤ歩兵連隊第2大隊はレティチェフ郡に入った時から、それから出て野営に入るまでの間の、静粛なる宿営、貴族に対する丁寧な態度、住民への平和を愛する対応により、全般的な愛と尊敬とを勝ち取った」というもので、さらに総司令官は、大隊長とこの大隊の全ての士官に感謝を表明した⁽²⁶⁾。

1819年7月には、ヴィトゲンシュタインはポドリヤ県文民知事マニコフスキーの報告を示したが、彼は「県内をめぐり」、郡貴族団長、領主、国有地農民から、この県に宿営した「すべての軍人の静穏で友情に満ちた行状についての反響」を得ていた。さらにヴィトゲンシュタインは、このような分宿が軍人の「主要な義務」の一つだと付け加えた⁽²⁷⁾。

1820年3月には、キエフ県マフノフスク郡の郡貴族団長が、そこに分宿していたドニエプロフスク連隊の「秩序と静穏との順守について、ならびに住民に対する親切で友情に満ちた態度について」証言した。このときヴィトゲンシュタインはこの連隊を指揮していたプリメル大佐と、この連隊の全ての士官への感謝を表明した⁽²⁸⁾。

1822年11月、ポドリヤ県軍事知事はヴィンニツァ郡に分宿したウフィム歩兵連隊の「抜きんできた秩序」と、連隊長への貴族たちの感謝とについて証言した。ヴィトゲンシュタインは、やはり、この連隊を指揮していたドブロヴォリスキーと彼の部下の士官たちに感謝した⁽²⁹⁾。

ヴィトゲンシュタインのこのような丁寧な感謝の対象は、分宿する部隊の士官たちに限られなかった。彼は自分の本営の警備司令官であるトンデル中佐にも感謝した。なぜならば、この警備司令官が、ヴィトゲンシュタインの本営のあるメステーチコのトゥリチンの住民に温和に接し、彼等が非常に満足しているからであった⁽³⁰⁾。

他方で、もし自分たちの農村への部隊の分宿がどうしても避けられないのであれば、住民は、時には、規律ある部隊の分宿を求めて軍司令部に働きかけた。例えば、ウマニ郡に宿営していた第45獵兵連隊の軍人は地域の住民に非常に丁寧に接していた。それゆえ、1819年1月に、この連隊が新しい場所に移動する命令が公布された時、この郡の全ての貴族と市民とは、規律ある第

(26) *Приказ по 2-й армии*. Июня 26 1819 г. №61.

(27) *Приказ по 2-й армии*. Июля 31 1819 г. №77.

(28) *Приказ по 2-й армии*. Марта 3 1820 г. № 22.

(29) *Приказ по 2-й армии*. Ноября 17 1822 г. №126.

(30) *Приказ по 2-й армии*. Марта 6 1819 г. № 31. 19世紀右岸ウクライナのメステーチコ (*местечко*) は、しばしば町と訳されるが、要するに農村よりは都市に近い景観を持ちながら、県なり郡なりの庁舎が置かれていないなどの理由により、都市あつかいされていない居住領域をさす。したがって、同一郡内に、万単位の人口を抱えるメステーチコと人口一万に満たない都市が併存する場合もあった。

45猟兵連隊が以前通りこの郡に留まるよう求めたほどである。残念なことに彼等の希望はかなえられなかった。なぜならこの連隊の新たな部隊配置はすでに皇帝の承認を得ていたからである。もちろん、ヴィトゲンシュタインはこの連隊の指揮官プリガル大佐とすべての士官に感謝を表明した⁽³¹⁾。あきらかにウマニ郡の住民は、別のもっと悪い部隊の分宿を恐れて、より有害でない第45猟兵連隊がそこに留まることを求めたのである。

反対に分宿する部隊の指揮官たちは、しばしば、新聞『ロシアの廃兵』に自分の部隊の分宿場所の貴族団への感謝を表明する原稿を掲載した⁽³²⁾。

上の例からわかるように、ヴィトゲンシュタインはその連隊が規律ある分宿によって住民の尊敬を勝ち取った指揮官に感謝した。別の言い方をすると、司令部は分宿する部隊と地域住民との間の平穏な関係を非常に重視していたのである。指揮官たちの一部もまた、軍隊と住民との関係を改善しようとしていた。地域住民もまた、部隊の分宿がさげられないのであれば、規律ある連隊が彼等の集落に分宿することを求めた。

しかし、部隊はただ滞在するだけではなく、住民に様々な要求を出した。

毎年夏になると、部隊は野営に出かけた。その時には地域住民は薪と藁とを準備しなくてはならなかった。この命令は県知事を通じて住民に伝えられた⁽³³⁾。

また、1758年1月9日の命令及び1812年の『大野戦軍法令』によれば、部隊は、部隊の持ち物の移動のために、住民の荷車を徴発することができた⁽³⁴⁾。

27個連隊のそれぞれ第7中隊が、4つの消耗した連隊に、定員補充のために、転属させられた時には、第2軍司令部は、これらの中隊の糧食と病人との輸送のために、住民の荷車の提供を要求した⁽³⁵⁾。下士官兵が近衛軍団、擲弾兵師団、胸甲騎兵師団、あるいは工兵大隊に選抜されて、転属する場合には、地域住民は自分たちの荷車で、これらの兵隊がこの時まで着ていた野戦軍の軍装品をもとの勤務場所まで運ばなくてはならなかった⁽³⁶⁾。しかも、第2軍命令書には、部隊が住民のこうした負担の経費を支払ったのかどうかについての情報は無い。

第二軍の命令書からは、兵士と住民との間で紛争が頻繁に起きていたことが明白に見て取れる。1820年以降、第2軍司令部は、毎年3回から4回、『第2軍諸連隊の下士官兵に対する軍法会議の判決への総司令官閣下の承認抜粋』を公表した。この資料は、軍法会議の判決552件の抜粋を含んでいる。これらの判決の中で断罪されている兵士は836人である。この資料は第2軍の犯罪率の水準についての情報を完全に反映するものではない。なぜならこれらの抜粋の中に述べ

(31) *Приказ по 2-й армии*. Января 9 1819 г. №5.

(32) *Приказ по 2-й армии*. Мая 11. 1819 г. №51.

(33) *Приказы по 2-й армии*. Апреля 17. 1821 г. № 28; Апреля 24 1824 г. №78.

(34) Гаврилов С. В. *Эволюция системы материального снабжения русской армии в первой четверти 19 века*. Санкт-Петербург, 2008. С. 82, 91, 208. 「大野戦軍規定」はナポレオン戦争に際して発布されたもので、以後、部隊の指揮と組織との全般的な指針となった。

(35) *Приказ по 2-й армии*. Февраля 9. 1820 г. № 16. 9-е.

(36) *Приказ по 2-й армии*. Февраля 23. 1820 г. № 19. 1-е.

表1 1819年から1825年までの第2軍の犯罪と被告人*

犯罪	被告人数	犯罪	被告人数
脱走	544	強盗	56
窃盗	120	軍装品や兵器の紛失	42
泥酔	71	喧嘩	40
氏名と勤務についての偽証	69	殺人	40

* *Приказы по 2-й армии*. Марта 26. 1820 г. № 38; Апреля 18. 1820 г. № 50; Августа 19. 1820 г. № 95; Декабря 28. 1820 г. № 120; Мая 31. 1821 г. № 43; Сентября 7. 1821 г. № 61; Декабря 31. 1821 г. № 101; Мая 28. 1822 г. № 69; Сентября 6. 1822 г. № 99; Декабря 31. 1822 г. № 150; Мая 3. 1823 г. № 74; Октября 11. 1823 г. № 143; Декабря 30. 1823 г. № 183; Мая 4. 1824 г. № 84; Сентября 5. 1824 г. № 156; Декабря 31. 1824 г. № 236; Мая 16. 1825 г. № 77; Сентября 13. 1825 г. № 122; Декабря 31. 1825 г. № 174.

られているのは、被逮捕者の犯罪と処罰だけだからである。そこには、その犯人がまだ捕まっていなかった犯罪についての情報はない。また、そこには犯罪の年月日についてはなんの記述もない。しかしこれらの資料は、どんな犯罪が多かったのかを我々に教えてくれる（表1）。

最も多い種類の犯罪は脱走である。数の上で二番目に多いのは窃盗で、三番目は泥酔であった。そして四番目は名前と勤務についての虚偽の申告で、五番目は強盗であった。一般の住民と異なって兵士は武器を持っており、犯罪の遂行や喧嘩に際して、時にはそれらを使った。こうした凶悪な犯罪の犯人はしばしば累犯者であった。実のところ、こうした人々の一部は、文民裁判所での処罰⁽³⁷⁾や放浪生活⁽³⁸⁾のあとで軍隊勤務についたものであった。ヴィトゲンシュタインは放浪生活になれたものは軍隊勤務に耐えないと書いた⁽³⁹⁾。ペ・デ・キセリョフも連隊に浮浪者を入れることが有害だと述べている⁽⁴⁰⁾。

兵士が銃弾で人を傷つけることがあるとすれば、そのような事例は哨兵勤務中か逃亡中に生じるか、あるいは全くの事故であった。というのは、実弾の入手が極めて困難だったからである。実包が兵士にわたされるのは、哨兵任務に就くとき、夏の野営の教練、実包の保管責任者であった砲兵部隊とのやり取り、戦闘態勢の確認の場合だけであった⁽⁴¹⁾。なおまた、被害者は、基本

(37) *Приказы по 2-й армии*. Мая 31. 1821 г. № 43; Сентября 7. 1821 г. № 61; Декабря 31. 1822 г. № 150; Мая 3. 1823 г. № 74; Октября 11. 1823 г. № 143; Сентября 5. 1824 г. № 156.

(38) *Приказы по 2-й армии*. Декабря 28. 1820 г. № 120; Мая 31. 1821 г. № 43; Декабря 31. 1821 г. № 101; Декабря 31. 1822 г. № 150; Мая 3. 1823 г. № 74; Октября 11. 1823 г. № 143; Декабря 30. 1823 г. № 183; Сентября 5. 1824 г. № 156.

(39) *Приказ по 2-й армии*. Декабря 31. 1824 г. № 236.

(40) Заблочкин-Десятовский А. П. *Граф П. Д. Кислев и его время*. т. 1. С. 161, 213.

(41) 「実包」という言葉は1819年から1825年までの第2軍命令書に8回現れている。そのうち1度は国有の実包の不法な売却に関する命令、1度は逃亡中のその紛失についての命令、1度は銃と実包の状態の確認についての命令、1度は夏の野営での教練前のその準備についての命令、2度は銃と実包を持って逃亡した兵士についての命令、砲兵部隊へのその引き渡しについての命令においてであった。*Приказы по 2-й армии*. Марта 14. 1820 г. № 33; Мая 30. 1821 г. № 42; Мая 31. 1821 г. № 43; Декабря 28. 1821 г. № 98; Апреля 11. 1822 г. № 49; Апреля 5. 1823 г. № 54; Декабря 30. 1823 г. № 185. 当時砲兵部隊が部隊に小銃や弾薬を補給していた。Гаврилов С. В. *Эволюция системы материального снабжения русской армии в первой четверти 19 века*. С. 114.

的には、地域住民および同僚である。

サラトフ歩兵連隊の兵士コルジェンコはドニエステル川で地元民が魚を取るのを許可した。ところが、当時ベッサラビアでは疫病が猛威を振るっており、ドニエステル川渡河は厳重に制限され、そこでの漁労も禁止されていた。まさにコルジェンコ自身が、このような違法行為を防止するために、ドニエステル川沿いの警戒線で哨兵任務についていたのである。それゆえ上等兵は、このような過失ゆえにコルジェンコを叱責した。しかし、コルジェンコは上等兵に悪態をつき、最初は銃床で、次は銃剣で上等兵を殴ろうとして、最後に上等兵を銃で撃って負傷させた⁽⁴²⁾。

カムチャッカ歩兵連隊の兵士イヴァン・グリゴリエフは国外に隠れる意図をもって脱走し、もう一人の脱走兵と共に、「相当の金額」を盗んだ。地域住民が彼等をとらえようとしたとき、グリゴリエフは彼等のなかに銃弾を撃ち込んだ⁽⁴³⁾。したがって、彼は装填された銃を手にして脱走したのである。

銃を使った犯罪については裁判資料にも記録がある。1820年12月には第32獵兵連隊第2大隊の兵士20人がキリヤ市から脱走した。彼等のうちの12人は銃を持って脱走し、また8人の兵士は銃だけではなく、60発ずつの実包も身に付けていた。彼等のうちの5人は軍服を置き捨てていた⁽⁴⁴⁾。もし兵士が銃と実包は持って、しかし、軍服なしで脱走したならば、彼ははじめてから強盗を企てていたに違いない。

もちろん銃をめぐって事故も生じた。1819年から1825年までの第2軍の命令書の中には、6件の暴発事故が示されており、うち4件は過失致死で2件は過失致傷であった⁽⁴⁵⁾。

ドニエプル歩兵連隊の兵士トゥルコフは不注意から、狩猟のために散弾を装填していた小銃の暴発でユダヤ人一人を傷つけた。このユダヤ人は6日後に死亡した。トゥルコフは列間鞭刑で処罰された。だが、トゥルコフはイヴァノフ少佐の命令で狩猟のために小銃を準備していたのであった。この少佐は兵士たちと一緒に狩猟に行く計画を立てていたのである。だが、このように兵士を自分の娯楽に使うことは禁止されていた。それゆえ軍団長はイヴァノフ少佐を七日間拘留することを命じた。その上、軍団長は死んだユダヤ人の妊娠した寡婦を援助するために、イヴァノフ少佐の俸給の三分之一を彼女に支給するよう命じた⁽⁴⁶⁾。なお、これは一年を限ってのことと思われる⁽⁴⁷⁾。

(42) *Приказ по 2-й армии*. Марта 26. 1820 г. № 38.

(43) *Приказ по 2-й армии*. Мая 31. 1821 г. № 43.

(44) *РГВИА*, Ф. 16232, Оп. 1, Дело 142, Военно-судные дело о побеге 20 человек нижних чинов из 2-го бат. 32-го Егерского полка. Л. 23-23 об.

(45) *Приказы по 2-й армии*. Апреля 18. 1820 г. № 50; Мая 3. 1823 г. № 74; Сентября 5. 1824 г. № 156; Декабря 31. 1824 г. № 236; Мая 16. 1825 г. № 77.

(46) *Приказ по 2-й армии*. Мая 3. 1823 г. № 74.

(47) 1797年の規定によれば、軍人の年俸は、最下級の兵士で9ルーブリ40コペイカ、平民出身の下士官兵が、大過なく勤務した場合に、現実的に達しうる最高の階級である曹長で37ルーブリ26コペイカであった。同じ規定によれば少佐の年俸は460ルーブリであった。Тиванов В. В. *Финансы русской армии*. С. 241. 少佐の俸給

カザン歩兵連隊のスリム少佐の当番兵ヴァシリエフは過失による小銃の暴発で、狩猟中にこの少佐を殺してしまった。だがヴァシリエフは教会の懺悔を別にすると、なんの処罰もうけなかった⁽⁴⁸⁾。

ドニエプロフスク歩兵連隊の、これは軍人ではなく、軍属だが、金物工ミハイル・ホリチェフは、整備対象の小銃が撃鉄を起こしたままで届けられてきた時に、どうしたわけか、装填の有無の確認もせずに引き金を引いてしまった。ところがこの銃には実包が装填してあった。そのため、銃は瞬時に暴発し、これによって兵士ダヴィドフが死亡した。この事件も過失によるものと認められ、ホリチェフは教会の懺悔を別にすると、なんの処罰もうけなかった⁽⁴⁹⁾。

兵士はいつも実包に近づけるわけではなかったが、彼等は銃剣を日常的に手元に置いていた。このため、喧嘩や犯罪では銃よりも銃剣のほうがより多く使われた⁽⁵⁰⁾。

スタロスクリスク歩兵連隊の逃亡兵クルプは捕縛にあたって、銃剣で兵士ドミトリエフを傷つけようとした⁽⁵¹⁾。

第32猟兵連隊の兵士イサエフは居酒屋で泥酔してその場にいた農民と口論し、銃剣でその一人の手を刺し、脇腹を傷つけた⁽⁵²⁾。

トムスク歩兵連隊の兵士イグナトフは宿泊先の主婦と口論し、この女の夫と喧嘩して、彼の胸を銃剣で刺した。このため、この農民は数時間後に死亡した⁽⁵³⁾。

オデッサ歩兵連隊の兵士トゥルイギンは刺し殺す意図で一人の女性の左脇腹を銃剣で突いて傷を負わせた。彼は、自分がそうしたのは罪を犯して裁判にかけられ、有罪判決を得て、これによって勤務を免れるためであった、と法廷で弁明している⁽⁵⁴⁾。

銃や銃剣がなくても、兵士はしばしば地元住民を襲った。

40の殺人の事例のうち、特に凶悪な2件を挙げよう。

トムスク歩兵連隊の兵士エヴドキム・デドフは泥酔して、はじめは、手近な農民の家に押し

の三分の一である153ループリは、兵士の俸給の十数年分、曹長の俸給の4年分に相当する。そうなると、イヴァノフ少佐が寡婦に対する支払いを複数年にわたって継続したとは考え難い。

(48) *Приказ по 2-й армии*. Декабря 31. 1824 г. № 236.

(49) *Приказ по 2-й армии*. Мая 16 1825 г. № 77. この事件においては、そもそも銃弾が装填され、撃鉄が起こされた状態の小銃が修理廠に届けられたこと自体が異常であるが、命令書の中ではこのことは問題にされていない。

(50) なお、筆者が「ボロジノ古戦場」公園博物館（Музей-заповедник «Бородинское поле»）およびスヴォーロフ博物館（Государственный мемориальный музей А. В. Суворова）で現物を確認した限りでは、18世紀末から19世紀初めにかけてのロシア軍の銃剣はいわゆるソケット型の、根本部分が環状になっていて、これを小銃の先端にはめ込む銃槍であって、柄はついていない。したがって、小銃から取り外した銃剣を保持するのも困難で、まして、先端部がとがっていることを除けば刃がついていないので、これをナイフの代用とすることもできず、殺傷用以外に使い道はない。

(51) *Приказ по 2-й армии*. Декабря 28. 1820 г. № 120.

(52) *Приказ по 2-й армии*. Декабря 31. 1822 г. № 150.

(53) *Приказ по 2-й армии*. Мая 3. 1823 г. № 74.

(54) *Приказ по 2-й армии*. Декабря 31. 1825 г. № 174.

入って暴れた。それからこの家を出て、道であった女性から斧を取り上げた。最後に司祭の家に行き、そこに住んでいた女中を斧で何度も殴った。そのため、彼女は8日目に死んだ。デドフは放浪故に文民法廷で鞭打たれたあとで勤務についたものであった⁽⁵⁵⁾。

ドニエプロフスク歩兵連隊の兵士ヴァシーリー・チュフロミン、チホン・コヴァレフ、アフアナシー・ロギノフは勤務からの脱走後、18歳の少女を暴行しようとしたが、彼女の抵抗に会い、その命を奪った。そのほか彼等は、捕縛にあたって、鑿、剃刀、太い棒で捕縛部隊に抵抗した⁽⁵⁶⁾。

喧嘩は兵士たちの間でも生じた。1822年4月、ガイシン郡メレシコフ集落でウクライナ歩兵連隊とアゾフ歩兵連隊との兵士の間で大規模な喧嘩が生じた。この喧嘩は殺人にまで発展した⁽⁵⁷⁾。この事件については軍法会議資料が入手できたので、以下詳しく経過を述べる。

この集落には事件前からウクライナ連隊第1擲弾兵中隊の第1分隊が駐留しており、これは下士官ベシュメトフの指揮下にあった。ところが、1822年4月1日から2日にかけて、衛兵勤務の交代でトゥリチンを出たアゾフ連隊第8マスケット銃中隊が野営のためにメレシコフに入った。レブロフ大尉がこの中隊を指揮していた。アゾフ連隊第8マスケット銃中隊は4個小隊からなっており、4人の下士官がそのそれぞれを率いていた⁽⁵⁸⁾。

住民の証言によれば、アゾフ連隊の兵士たちは、はじめから彼等に乱暴な態度で接した。村の百人長の証言によれば、中隊が到着した時、彼はこの中隊の第3小隊の上等兵に銃の台尻で胸を殴られ、それが非常に強かったので、16日後にもまだ痛んでいたということであった。3人の農民が言うところでは、アゾフ連隊の曹長クズネツォフは農民のガラス瓶を割ってしまったが、ガラス瓶の代金5グロンを賠償しなかった⁽⁵⁹⁾。

4月2日は御復活であった。それゆえアゾフ連隊は昼の2時ごろの出発を予定した。その時までアゾフ連隊の下士官も兵士も酩酊し、規律と上官への服従とは忘れられた⁽⁶⁰⁾。

この時ウクライナ連隊のベシュメトフと何人かの兵士もしらふではなく、村の居酒屋にいた。ベシュメトフはアゾフ連隊のレブロフ大尉の当番兵コジミンに対して不満を感じていた。というのは、コジミンがウクライナ連隊の兵士パマルツォフのキセルを盗んだからであった。ベシュメトフはコジミンの顔を殴り、そのため、両者の間で喧嘩が生じた。アゾフ連隊のリトヴィノフ少尉がこの喧嘩を止めた。だが、そのあともベシュメトフはまだ怒っていた⁽⁶¹⁾。

(55) *Приказ по 2-й армии*. Декабря 31. 1822 г. № 150.

(56) *Приказ по 2-й армии*. Мая 16. 1825 г. № 77.

(57) *РГВИА*, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163,1824, Военно-судное дело о драке нижних чин Азовского и Украинского пехотных полков от чего последовала смерть унтер-офицер Бешметова. Л. 397, 405.

(58) *РГВИА*, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 396, 400 об., 401, 401 об., 402.

(59) *РГВИА*, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л.405-405 об.

(60) *РГВИА*, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 396-396 об. 御復活は、21世紀初頭の本邦の仏教徒などが「イースター」と呼ぶ基督教の祭日である。

(61) *РГВИА*, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 396 об, 397 об, 399, 399 об, 400.

その時、アゾフ中隊の貨物の移動のために、住民たちは3台の荷車を提供していた。しかし、アゾフ中隊は荷車提供代金と村での食費をまだ支払っていなかった。そのため、村人はまだ領収書を発行していなかった。ベシュメトフは村の百人長に、中隊が食費と荷車代とを支払うまでは領収書を出さないようにといい、「この中隊は前には領収書なしで出発したのだ」と付け加えた。アゾフ連隊の軍曹クズネツォフはこうした言葉を聞いて、ベシュメトフに豚野郎の酔っ払いと言った。クズネツォフとベシュメトフは互いの顔を拳固でなぐりあった。さらにクズネツォフは「ウクライナ連隊兵が俺を殴る」と周りにいたアゾフ連隊の兵士たちに向かって大声で叫んだ。この呼びかけに対して瞬時に10人か20人のアゾフ連隊の兵士たちが集まり、ベシュメトフともう一人のウクライナ連隊の下士官アルテミエフを殴り始めた⁽⁶²⁾。

この時、アゾフ連隊第8マスケット中隊の指揮官であるレブロフ大尉が数人の兵士とともに現れた。当事者双方は直ちに喧嘩をやめて個別に自分の宿舎に走った。レブロフはベシュメトフとアルテミエフとを縛って、中隊の前に連れてくるよう命じた。アゾフ連隊の兵士たちはベシュメトフを拳固で袋叩きにした。彼等の一人は銃の台尻で彼を殴った。別の兵士は弾薬帯でベシュメトフを殴ろうとしたが、アゾフ連隊のリトヴィノフ少尉がこれを制止した⁽⁶³⁾。

やがてアゾフ連隊の兵士たちは、ベシュメトフとアルテミエフを連れて村から出発した。彼等が約2ヴェルスタ進んだ時、彼等の後を追っていたウクライナ連隊の兵士アドラツィオノフがレブロフにベシュメトフとアルテミエフとの解放を求めた。しかしアゾフ兵はアルテミエフしか解放しなかった。さらに150歩ほど歩いてから、ベシュメトフは地面に倒れた。アゾフ連隊の兵士たちがこれについてレブロフに報告すると、レブロフは横たわったベシュメトフを見て、彼をそこに残して行軍を続けるよう命じた。ベシュメトフはもはや一言も発することができない状態であった。このような状態ではアドラツィオノフは彼をその場に残さざるを得ず、メレシコフ村に向かい、下士官アルテミエフに何が起きたのかを報告した。アルテミエフは彼に兵士3人と馬車を付け、ベシュメトフの搬送に向かわせた。ベシュメトフは翌4月3日早朝に荷車で中隊本部に送られた。ウクライナ連隊の兵士たちはすぐに彼を連隊の簡易病院に運んだが、その日のうちに彼は死んだ⁽⁶⁴⁾。

この殺人の調査においては野戦軍法会議所が喧嘩の両当事者の多くの兵士および住民に対して尋問を行った(表2)。特徴的なことに、住民の全ての証言はウクライナ連隊に有利であった。おそらくウクライナ連隊の兵士たちは、比較的長期にわたる分宿の間に住民の信頼を勝ち取っていたのである。

地元住民にとって兵士たちの様々な要求に抵抗することは困難であった。1764年の『歩兵連隊長への指示書』が規定しているように、兵士は「名前でも階級でも、その以前の称号すべてに

(62) РГВИА, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 397-397 об, 398, 398 об, 405.

(63) РГВИА, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 397 об, 398, 398 об, 402 об, 404 об, 405, 405 об, 406.

(64) РГВИА, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 397 об, 399 об, 400, 403 об, 404.

表2 下士官ベシュメトフ殺害の証言者*

	ウクライナ連隊	アゾフ連隊	村の住民	合計
士官	—	5	—	5
曹長	—	1	—	1
下士官	1	6	—	7
上等兵	1	1	—	2
兵士	6	4	—	10
百人長	—	—	1	1
農民	—	—	4	4
合計	8	17	5	30

* РГВИА, Ф. 16232 оп. 1 Дело №163. Л. 400 об. -406.

優越」していた⁽⁶⁵⁾。農民にとって兵士と国家は一体であった⁽⁶⁶⁾。

軍隊の専横の犠牲となったのは農民だけではなく、地元の文民官僚もそうであった。1819年のベッサラビアでの疫病流行の際には、軍隊は封鎖のためにドニエステル左岸に警戒線を設けた⁽⁶⁷⁾。ところが軍人の一部はドニエステル川を越えるにあたって、検疫官の指示に従わず、防疫のために必要な燻蒸措置を受けず、身分証明書も提出しなかった⁽⁶⁸⁾。

1819年から1825年にかけての第2軍命令書および同時代のやはり第2軍の軍法会議資料は、当時のこの土地での軍隊と地元民との相互関係について次のような一般的傾向を示している

- (1) 軍隊の宿営そのものが住民にとっては経済的に大きな負担であった。そのうえ、時には職業的犯罪者を含む、常に武器を携えた人々の存在は、住民の生命と財産とを危険にさらした。
- (2) 分宿する部隊と地域住民との関係は部隊指揮官の態度によって大幅に異なっていた。
- (3) 通常は部隊指揮官も住民も双方とも兵士と地域住民との間の紛争を抑えようとしたが、そのような努力は必ずしも実を結ばなかった。

(2021年9月25日脱稿)

(65) Скалон Д. Л. (Главный редактор), *Столетие военного министерства: 1802-1902*, Т. 4, Главный штаб: исторический очерк, Ч. 1, Кн. 2, Отд. 3, образование (обучения) войск, Уставы и наставления, Вып. 1, Санкт-Петербург: 1903. С. 77.

(66) Hartley, *Russia: 1762-1825*. P. 110; Keep John L. H. *Soldiers of the Tsar: Army and Society in Russia 1462-1874*, Oxford, 1985. PP. 190-192, 218; Wirschafter, Elise Kimerling *The Lower Ranks*, PP. 42, 49-50, 55.

(67) *Приказ по 2-й армии*. Ноябрь 10. 1819 г. №113; Заблочкий-Десятковский А. П. *Граф П. Д. Киселев и его время*. Т. 1. С. 108, 109.

(68) *Приказ по 2-й армии*. Ноябрь 20. 1820 г. № 112.

地図1 1819年から1825年までの第2軍の歩兵連隊並びに猟兵連隊の配備*



* 以下の第2軍命令書より作成。Приказы по 2-й армии: 1819 Февраля 16 № 26; 1819 Июля 29 № 74; 1819 Июля 30 № 76; 1819 Августа 16 № 88; 1820 Февраля 9 № 16; 1820 Мая 15 № 61; 1820 Мая 18 № 63; 1820 Августа 11 № 88; 1821 Марта 3 № 24; 1822 Мая 30 № 71; 1823 Марта 24 № 48; 1824 Апреля 24 № 78; 1825 Апреля 15 № 66.